

議案第 52 号

多可町立キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

多可町立キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町立キャンプ場条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町立キャンプ場条例（平成18年多可町条例第26号）の一部を次のように改正する。
別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第13条関係）

施設の名称	使用区分	使用単位	料金
キャンプサイト	宿泊をする場合	1人1泊	1,100円
	宿泊をしない場合	1人1日	660円
ログハウス	宿泊をする場合	1泊	7,700円
	宿泊をしない場合	1日	3,850円
バーベキューサイト		1回	1,100円

備考

自動車を利用してキャンプをする場合は、1台につき1,100円を加算する。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

多可町立キャンプ場条例の新旧対照表

現 行				改 正			
別表第2 (第7条、第13条関係)				別表第2 (第7条、第13条関係)			
施設の名称	使用区分	使用単位	料金	施設の名称	使用区分	使用単位	料金
キャンプサイト	宿泊をする場合	1人1泊	550円	キャンプサイト	宿泊をする場合	1人1泊	1,100円
	宿泊をしない場合	1人1日	330円		宿泊をしない場合	1人1日	660円
ログハウス	宿泊をする場合	1泊	5,500円	ログハウス	宿泊をする場合	1泊	7,700円
	宿泊をしない場合	1日	2,750円		宿泊をしない場合	1日	3,850円
バーベキューサイト		1回	550円	バーベキューサイト		1回	1,100円
備考 自動車を利用してキャンプをする場合は、1台につき1,100円を加算する。				備考 自動車を利用してキャンプをする場合は、1台につき1,100円を加算する。			